

## 広島市東部流通業務地区における流市法第5条許可基準

### (対象となる行為)

広島市東部流通業務地区内における施設の建設、改築又は用途の変更で、流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号、以下「流市法」という。）第5条第1項各号及び第2項に該当する施設に関する行為を除いたもの

### (許可の基準)

**第1 交通混雑を引き起こす等流通業務地区の機能を害するおそれがない施設であって、次のいずれかの要件を満たすものを許可対象とする。**

- 1 地区内従業者等への福利厚生の実施又はサービスの提供を目的とする施設で、次の各号の一つに該当するもの。
  - (1) 日用品の販売を主たる目的とする小売店舗又は食堂若しくは喫茶店で、その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以内のもの
  - (2) 理髪店、美容院、クリーニング取次店その他これらに類するサービス業を営む店舗で、その用途に供する部分の床面積の合計が150㎡以内のもの
  - (3) 診療所
  - (4) 保育所
- 2 流通業務を営む施設と機能上密接な関連を有し、許可を受けようとする施設の立地により相互便益が生まれ、流通機能の向上につながると認められる施設で、次の各号の一つに該当するもの。
  - (1) 流通業務に関連して必要な加工の用に供する施設（流市法第5条第1項第7号及び同施行令第3条に定めるものを除く。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が、流通業務を営む施設（加工の用に供する施設を含む。）の床面積の合計の3分の1を超えないもの
  - (2) 国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずるとみなされる公益団体若しくは地区内の組合など公益的団体が設置するもの
- 3 流市法施行令第2条第2項で定める危険物の保管の用に供する施設で、建築の構造及び周囲の土地利用の状況からみて、周辺への安全上の支障がないと認められるもの。（消防局安芸消防署が安全上支障がないと認めるもの。）ただし、危険物の数量が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の9第1項の表準工業地域の欄に定める数量を超えるものを除く。
- 4 公益事業の用に供する施設（流市法施行規則第1条に定めるものを除く。）。ただし、公益事業とは、次の各号の一つに該当する事業とする。
  - (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）等に規定する運輸事業
  - (2) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に規定する電気通信事業
  - (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する電気事業
  - (4) ガス事業法（昭和29年法律第51号）に規定するガス事業

- 5 仮設建築物のうち、工事用又は災害時の応急用などを目的として設置するもので、かつ、その建築目的等を考慮して認める期間に限って設置するもの。

**第2 公益上やむを得ない施設であって、次の各号すべてに該当するもの（流市法施行規則第1条各号に掲げるものを除く。）を許可対象とする。**

- (1) 国又は地方公共団体に準ずるとみなされる公益団体が設置するもの
- (2) 当該施設が現に不足していることにより、地区内において不便を生じているもの
- (3) 交通混雑や環境悪化等を引き起こすなど地区の機能を害するおそれがないもの

**（委任）**

**第3 この許可基準の運用に関し必要な事項は、別に定める。**

**（施行日）**

この許可基準の施行期日は、平成13年3月12日とする。

**（施行日）**

この許可基準は、平成14年9月2日から施行する。

**（施行日）**

この許可基準は、平成26年8月20日から施行する。